

## 4 地下水・土壤・地盤関係資料

表4-1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	名	基準値
カドミウム		0.003 mg/L 以下
全シアン		検出されないこと
鉛		0.01 mg/L 以下
六価クロム		0.05 mg/L 以下
砒素		0.01 mg/L 以下
総水銀		0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀		検出されないこと
P C B		検出されないこと
ジクロロメタン		0.02 mg/L 以下
四塩化炭素		0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー		0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L 以下
チウラム		0.006 mg/L 以下
シマジン		0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ		0.02 mg/L 以下
ベンゼン		0.01 mg/L 以下
セレン		0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.0 mg/L 以下
ふつ素		0.8 mg/L 以下
ほう素		1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05 mg/L 以下

### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。